

外貨普通預金規定

1. (明細表の保管)

この預金の取引明細は、当行が作成する外貨普通預金明細表(Statement of Account)に記載して交付しますので、「外貨普通預金明細帳」と同じ込んで保管してください。

2. (本人確認)

- (1) 口座開設時には「犯罪による収益の移転防止に関する法律」ならびに「外国為替及び外国貿易法」に定められた確認書類(店頭に掲示しています。)による本人確認をいたします。
- (2) 200万円相当額を超える現金取引時には、本人確認をさせていただく場合があります。

3. (取扱店の範囲)

この預金は、この預金口座の開設店(以下「当店」といいます。)のほか当行本支店のどこの店舗でも、預入れまたは払戻しができます。

4. (取扱日)

この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れまたは払戻しができないことがあります。

5. (口座への受入れ)

- (1) この預金口座に受入れできるものは次のとおりです。なお、通貨の種類によって受入れられないものがあります。
 - ① ~~現金および外国通貨(外国通貨は米ドル紙幣に限り、外貨両替店のみ取扱可)~~
 - ② 当店を支払場所とする円貨建手形、小切手(以下「証券類」といいます。)で、当店で決済を確認したもの
 - ③ 為替による振込金(外国からの振込を含み、他店券による振込を除く)
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。
- (4) 手形・小切手を受入れるときは、復記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

6. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で決済を確認したうえで、支払い資金とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を外貨普通預金から引き落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

7. (預入れの確約)

預入れの前にあらかじめこの預金口座に預入れる旨の意思表示を行い確約した場合には、預入日に当行所定の方法により預入れをしてください。万一これに違背した場合には、それにより生じた損害金をお支払いください。

8. (預金の払戻し)

- ~~(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ提出してください。~~
- ~~(2) 表示通貨の単位未満の外貨現金による払戻し依頼については、当行所定の相場により計算した当該外貨金額相当の円貨をもって支払います。~~
- ~~(3) 通貨の種類、店舗によっては、当行所定の相場により計算した当該外貨金額相当額の円貨をもって支払う場合があります。~~

9. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高1通貨単位以上について当該通貨1通貨単位を付利単位として、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定の利率および計算方法によって計算のうえこの預金に組入れます。

10. (相場・手数料)

- (1) この預金口座への受入れ、またはこの預金口座からの払戻し(解約の場合を含みます。)の際に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。
- (2) この預金と同一通貨の外貨~~資金現金~~で預入れ、または払戻す場合には、当行所定の手数料をいただきます。

11. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

12. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他のこの取引にかかわるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の様式により行います。

14. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するために、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を届出てください。この場合において、在留期間が経過した場合は、新たに在留資格および在留期間その他の必要な事項の届出を求め、預金者が、当該依頼に正当な理由なく応じられない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 前各項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれがあると認められる場合には、預入れ、払戻し等の本規定

にもとづく取引の一部を制限することがあります。

- (4) 前各項の定めにより取引の一部を制限し、当該取引におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、一定期間解消されない場合には、当該取引の全部を制限することがあります。
- (5) 前各項の定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認められる場合は、当該取引の制限を解除するものとします。

1 5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第16条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

1 6. (解約等)

- (1) この預金を解約する場合には、当店もしくは当行本支店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第13条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に使用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金口座開設時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が当行の定める一定期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- (5) 第2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。第4項により、この預金取引が停止された場合、当行の窓口において当行所定の本人確認資料の提示を受けるかまたは当行所定の方法により、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
- (6) 法令に基づく場合、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

1 7. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当店に申出てください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当了とします。
 - ③ 第1号の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく意義を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済についての当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- 19. (成年後見人等の届出)
 - (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
 - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項および第2項と同様にお届けください。
 - (4) 第1項から第3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
 - (5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 20. (管理法規の準拠)
 - (1) この預金の預入れ、支払い等一切の取引は外国為替関連法規の定めに従います。
 - (2) この預金について争議が発生した場合は、本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
- 21. (規定の変更)
 - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上